ご自分が定額減税に伴う調整給付金（不足額給付）に該当するかどうかを知りたいかたのフローチャート

スタート

はい → いいえ →

令和7年1月１日に小田原市に住民登録がある、または令和7年度個人住民税を小田原市で賦課されている

→ 令和7年1月1日時点の住民登録地、または個人住民税を賦課されている自治体にお問合せください

↓

令和６年1月１日に小田原市に住民登録がある、または令和6年度個人住民税を小田原市で賦課されている

→ 令和6年度個人住民税の所得割額（定額減税前）が0円ではない。
令和6年分所得税額（定額減税前）が0円ではない。

→ 低所得世帯向け給付※の対象世帯の世帯主・世帯員であった

※低所得者世帯向け給付金とは、令和5年度非課税世帯への給付金（7万円）、令和5年度均等割のみ課税世帯への給付金（10万円）、令和6年度新たな非課税世帯・新たな均等割のみ課税世帯への給付金（10万円）です。

↓

対象外です

↓

令和6年分所得は青色専従者・事業専従者（白色）所得である

↓

不足額給付Ⅱの対象者となる可能性があります。その場合はご自分での申請が必要となります。ホームページで要件をご確認ください

← 令和6年分の合計所得金額が48万円超である。

↓

対象外です

↓

令和6年度個人住民税の所得割額（定額減税前）が0円ではない。
令和6年分所得税額（定額減税前）が0円ではない。

↓

不足額給付Ⅰの対象者となる可能性があります。ホームページで要件をご確認ください

↓

不足額給付Ⅰの支給対象となる可能性があります。その場合はご自分での申請が必要となります。ホームページで要件をご確認ください

↓

低所得世帯向け給付※の対象世帯の世帯主・世帯員であった

↓

対象外です

↓

令和6年分所得は青色専従者・事業専従者（白色）所得である

↓

不足額給付Ⅱの対象者となる可能性があります。ホームページで要件をご確認ください

↓

令和6年分の合計所得金額が48万円超である。

↓

不足額給付Ⅱの対象者となる可能性があります。ホームページで要件をご確認ください

↓

対象外です